

議案第 1 3 6 号

前橋都市計画事業六供土地区画整理事業施行規程等の改正について

令和 2 年 9 月 1 日 提出

前橋市長 山 本 龍

前橋都市計画事業六供土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

(前橋都市計画事業六供土地区画整理事業施行規程等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「年 6 パーセント」を「、法第 1 0 3 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

- (1) 前橋都市計画事業六供土地区画整理事業施行規程（昭和 5 8 年前橋市条例第 1 7 号）第 2 8 条第 2 項
- (2) 前橋都市計画事業駒形第一土地区画整理事業施行規程（平成 3 年前橋市条例第 3 6 号）第 2 8 条第 2 項
- (3) 前橋都市計画事業松並木土地区画整理事業施行規程（平成 4 年前橋市条例第 3 2 号）第 2 8 条第 2 項
- (4) 前橋都市計画事業二中地区（第三）土地区画整理事業施行規程（平成 4 年前橋市条例第 3 3 号）第 2 8 条第 2 項

(前橋都市計画事業元総社蒼海土地区画整理事業施行規程等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「年 6 パーセント」を「法第 1 0 3 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

- (1) 前橋都市計画事業元総社蒼海土地区画整理事業施行規程（平成 8 年前橋市条例第 2 8 号）第 2 8 条第 2 項
- (2) 前橋都市計画事業二中地区（第一）土地区画整理事業施行規程（平成 1 9 年前橋市条例第 1 8 号）第 2 7 条第 2 項
- (3) 前橋市富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程（平成 2 0 年前橋市条例第 5 3 号）第 2 8 条第 2 項
- (4) 前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程（平成 2 0 年前橋市条例第 6 3 号）第 2 8 条第 2 項
- (5) 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程（平成 2 3 年前橋市条例第 1 3 号）第 2 7 条第 2 項
- (6) 前橋都市計画事業新前橋駅前第三土地区画整理事業施行規程（平成 2 6 年前橋

市条例第26号)第28条第3項

(7) 前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業施行規程(平成29年前橋市
条例第35号)第28条第3項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。